

## ○女性活躍推進行動計画（公益社団法人 日本河川協会）

○「女性活躍推進法（H28年4月施行）」に基づき、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

### 1 計画期間

令和6年12月1日～令和9年11月30日

### 2 当協会の課題

- ・当協会の業務（「河川」・「河川文化」等の発行、「河川功労者」・「日本水大賞」の表彰、「研修会」その他）に当たっては、女性の感性・視点も求められている。
- ・女性が働きやすい職場環境の整備の必要がある。
- ・職員のスキルアップの機会を設ける必要がある。

### 3 目標と取組内容

目標1 仕事と生活の調和を図るための職場環境の整備を図る。

（取組内容） 令和6年12月から取組

- ①長時間にわたる時間外労働が発生しないよう仕事量のバランスを図り、有給休暇の計画的な取得等についての意識啓発を行う。
- ②月に1回（基本16日）、ノー残業デイを設ける。
- ③通勤時間帯の密を避けるため、勤務時間の弾力的運用を図る。
- ④テレワークを活用した勤務形態の整備を図る。
- ⑤「仕事と生活の調和を図る日（特別休暇1日）」を設ける。

目標2 女性が活躍できる雇用環境の整備を図る。

（取組内容） 令和6年12月から取組

- ①育児短時間勤務制度の活用を図る。
- ②育児のための始業・終業時間の繰り上げ又は繰り下げの制度を設ける。
- ③育児・介護休業等制度の規程の整備・周知をはかる。

目標3 職員のスキルアップのために、研修等年一回以上を受講させる。

（取組内容） 令和6年12月から取組

職員（女性・男性職員）のスキルアップのため、全職員に外部又は内部研修等を年一回以上受講させる。

○女性の職業生活における活躍に関する情報の公表・協会ホームページにて公表